

## 1. 国民の皆様へ

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害補償予防協会の業務全部と環境事業団の業務の一部を引き継ぎ、平成 16 年 4 月に設立されました。

機構では、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的、自律的な組織運営と業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関としての役割と基本姿勢を明らかにするため、経営理念、経営方針及び職員の行動指針を策定し、国民の皆様には質の高いサービスを提供できるよう努めてまいりました。

平成 21 年度は、第二期中期目標期間（平成 21 年度～平成 25 年度）の初年度として、経費の更なる削減や競争契約の推進など業務運営の効率化に努めてまいりました。また、主務大臣が定めた中期目標を達成するため、平成 21 年度計画に基づき、公害により健康被害を受けられた方がたへの補償等の財源となります汚染負荷量賦課金の適正公平な徴収と都道府県等への納付、公害健康被害予防事業の地域住民の健康回復に直接つながる事業への重点化、また地球環境基金業務においては、助成の固定化の回避、重点化、さらに石綿による健康被害者への救済業務など機構に課せられた業務を着実に実施してまいりました。

今後とも、機構に与えられた業務をより一層効率的かつ効果的な運営に努め、さまざまな環境問題に対応する環境政策の実施機関として国民の皆様の信頼を得られる機構を目指してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

当機構は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「法」という。）第 3 条）

#### ② 業務内容

当機構は、法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ア 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（法第 10 条第 1 項第 1 号）
- イ 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（法第 10 条第 1 項第 2 号）
- ウ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（法第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（法第 10 条第 1 項第 5 号）

- オ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（法第10条第1項第6号）
- カ 石綿による健康被害の救済に関する業務（法第10条第1項第7号）
- キ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（法第10条第2項）
- ク 設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収（法附則第7条第1項第2号及び第3号）

### ③ 沿革

平成16年4月 独立行政法人として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

#### ア 公害健康被害補償予防協会

昭和49年6月 公害健康被害補償協会設立

昭和63年3月 公害健康被害補償予防協会に名称を変更

機構には、全ての業務が承継されました。

#### イ 環境事業団

昭和40年10月 公害防止事業団設立

平成4年10月 環境事業団に名称を変更

機構には、1)地球環境基金事業、2)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業、3)最終処分場維持管理積立金管理業務、4)建設譲渡事業及び 5)債権管理・回収業務が承継されました。

### ④ 設立根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）

### ⑤ 主務大臣（主務省所管課）

環境大臣（環境省総合環境政策局総務課・環境経済課・環境保健部企画課、大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課）

農林水産大臣（大臣官房環境バイオマス政策課）

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局環境政策課）

国土交通大臣（国土交通省総合政策局環境政策課）

⑥ 組織図

組織

[7部 1室 21課 1事務所]

役員 6人 (うち非常勤1人)

職員 145人

(平成22年3月31日現在)



(2) 本部・支部の住所

本部:神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

支部:大阪府大阪市北区曾根崎新地一丁目 1 番 49 号

(3) 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	16,045	—	—	16,045
資本金合計	16,045	—	—	16,045

(4) 役員状況

(平成22年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	前歴
理事長	みなと りょうさく 湊 亮策	平成20年4月1日 ) 平成24年3月31日	株式会社損害保険ジャパン代表取締役嘱副社長執行役員 兼嘱関西第一本部長 株式会社クレディセゾン戦略プロジェクト室室長
理事	とみおか さとる 富岡 悟	平成20年4月1日 ) 平成22年3月31日	環境省自然環境局長 厚生労働省大臣官房付 独立行政法人環境再生保全機構常任顧問
理事	さかい よしのり 坂井 義章	平成21年7月1日 ) 平成22年3月31日	ニッセイアセットマネジメント株式会社監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社取締役、審議役
理事	さいとう てるお 斉藤 照夫	平成20年10月1日 ) 平成22年3月31日	環境省国立環境研究所総務部長 環境省大臣官房付 財団法人日本環境協会専務理事 独立行政法人環境再生保全機構常任顧問
監事	のぐち たかお 野口 貴雄	平成21年4月1日 ) 平成22年3月31日	経済団体連合会事務局事務総長付部長 日本経済団体連合会事務局事務総長付部長
監事 (非常勤)	ひおき かずひろ 日置 和弘	平成20年4月1日 ) 平成22年3月31日	関東管区行政評価局第一部長 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構参事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成 21 年度末において 145 人（前期末比 1 人減少、0.7%減）であり、平均年齢は 43.6 歳（前期末 43.1 歳）となっています。このうち、国等からの出向者は 13 人、民間からの出向者は 1 人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	108,144	運営費交付金債務	553
割賦譲渡元金	73,760	債券・借入金等	25,906
貸付金	11,406	その他	2,155
その他	1,095	固定負債	
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	48,771
有形固定資産	206	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	35,097
投資有価証券等	101,233	債券・借入金等	62,085
未収財源措置予定額	8,742	預り維持管理積立金	48,988
破産更生債権等	1,187	引当金	680
その他	453	資産見返負債	250
		法令に基づく引当金等	12,716
		負債合計	237,201
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	16,045
		資本剰余金	43,470
		利益剰余金	9,511
		純資産合計	69,026
資産合計	306,227	負債純資産合計	306,227

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	73,255
業務費	
人件費	687
その他	68,790
一般管理費	
人件費	552
その他	1,556
財務費用	1,672
その他	0
経常収益(B)	74,293
補助金等収益等	18,155
自己収入等	56,137
臨時損益(C)	614
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	35
当期総利益(B-A+C+D)	1,687

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	33,273
人件費支出	△1,464
補助金等収入	31,604
自己収入等	68,315
その他支出	△65,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△12,663
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△22,235
IV 資金増加額(D=A+B+C)	△1,625
V 資金期首残高(E)	42,426
VI 資金期末残高(F=D+E)	40,801

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	18,643
損益計算書上の費用 (控除)自己収入等	73,256 △54,613
II 損益外減価償却相当額	0
III 引当外賞与見積額	△7
IV 引当外退職給付増加見積額	△34
V 機会費用	224
VI 行政サービス実施コスト	18,826

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

①貸借対照表

現金及び預金等：現金、預金、預託金及び満期保有目的の有価証券等

割賦譲渡元金：建設譲渡事業の割賦代金の債権残高

貸付金：融資事業の貸付残高

その他（流動資産）：預金等に係る未収収益、国庫補助金の未収金等

有形固定資産：土地、建物及び附属設備、備品で当機構が長期にわたり使用する有形の固定資産

投資有価証券等：満期保有目的で保有する投資有価証券、預託金

未収財源措置予定額：独立行政法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において

財源措置することとされている特定の費用が発生したときは、財源措置が予定される金額を財源措置予定額収益の科目により収益に計上するとともに、未収財源措置予定額の科目により資産として計上する。

破産更生債権等：経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等

その他（固定資産）：当機構が入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等

債券・借入金等：事業資金等の調達のため当機構が発行する債券及び借入れた長期借入金

その他（流動負債）：地方公共団体に対する未払金等

石綿健康被害救済基金預り金：石綿健康被害の救済給付に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 16 条の 2 に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第 31 条の規定において充てるものとされた金員

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する助成に充てるため、機構法第 16 条の規定において充てるものとされた金員

預り維持管理積立金：特定廃棄物最終処分場の埋立終了後に適正な維持管理に必要となる費用として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5 に基づき処分場の設置者から予め積み立てられた金員

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

資産見返負債：運営費交付金等を財源として取得した償却資産に係る帳簿価額相当額

法令に基づく引当金等：公害健康被害者に係る補償給付に充てるため、独立行政法人会計基準第 92 に基づき計上した納付財源引当金

政府出資金：国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成

資本剰余金：機構法第 14 条の規定に定める公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金員及び機構法第 15 条の規定に定める地球環境基金に充てるために出えんされた金員等

利益剰余金：当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

## ②損益計算書

業務費：当機構の業務に要した費用

その他（業務費）：公害健康被害者に係る補償給付、石綿健康被害者に対する救済給付等の経費

人件費（業務費、一般管理費）：給与、賞与、法定福利費等

その他（一般管理費）：当機構が入居するビルに対する賃借料等の経費

財務費用：利息の支払や、債券の発行に要する経費

補助金等収益等：国・地方公共団体等からの補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したもの

自己収入等：公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等

臨時損益：法令に基づく引当金等の戻入等

## ③キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：当機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、補償給付等の費用に充てるための収入及び支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：債券の発行・償還、借入れ・返済による収入・支出及び出えん金の受入等が該当

#### ④行政サービス実施コスト計算書

業務費用：当機構が実施する行政サービス実施コストのうち、当機構の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その原価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の賞与引当見積額（損益計算書には計上していないが、同額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、同額を貸借対照表に注記している）

機会費用：独立行政法人会計基準に基づき、政府出資の純額に対して一定の利率を乗じて計算した額

#### 4. 財務情報

##### (1)財務諸表の概況

①経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー等の主要な財務データの経年比較・分析

##### (経常費用)

平成 21 年度の経常費用は 73,255 百万円と、前年度比 9,248 百万円の減（11.2%減）となっている。

これは、補償給付費納付金が 2,271 百万円減（4.4%減）となったほか、前年度限りの経費であった東京大気汚染訴訟和解条項に基づく東京都への助成 6,000 百万円が主な要因である。

##### (経常収益)

平成 21 年度の経常収益は 74,293 百万円と、前年度比 12,670 百万円の減（14.6%減）となっている。

これは、自己収入である賦課金収益が前年度比 2,080 百万円減（5.0%減）となったほか、前年度では東京都への助成に充てるため公害健康被害予防基金取崩益 6,000 百万円を計上したこと及び第一期中期目標期間終了による運営費交付金の精算収益化をしたことが主な要因である。

##### (当期総損益)

上記経常損益の状況及び納付財源引当金戻入等による臨時損益 614 百万円並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額 35 百万円を計上した結果、平成 21 年度の当期総損益は 1,687 百万円と、前年度比 3,418 百万円の減（67.0%減）となっている。

##### (資産)

平成 21 年度末現在の資産合計は 306,227 百万円と、前年度比 9,826 百万円の減（3.1%減）となっている。これは、預り維持管理積立金の受入等により現金及び預金等並びに投資有価証券等の合計が 11,012 百万円増（5.6%増）となった一方、債権の回収により割賦譲渡元金、貸付金等の残高が 15,900 百万円減（15.7%減）となったことが主な要因である。



#### (負債)

平成21年度末現在の負債合計は237,201百万円と、前年度比8,575百万円の減(3.5%減)となっている。これは、長期借入金が20,304百万円減(24.4%減)、石綿健康被害救済基金預り金が5,761百万円増(13.4%増)、維持管理積立金として預かったものが5,848百万円増(13.6%増)となったことが主な要因である。

#### (業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の業務活動によるキャッシュ・フローは33,273百万円と、前年度比974百万円の減(2.8%減)となっている。これは、ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金及び維持管理積立金の受入が前年度に対し1,199百万円増であった一方、中期目標期間終了に伴い2,988百万円を国庫納付したことが主な要因である。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△12,663百万円と、前年度比5,001百万円減(65.3%減)となっている。これは、運用の預入及び払戻額の差が主な要因である。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△22,235百万円と、前年度比382百万円の減(1.7%減)となっている。これは、長期借入れによる収入が1,700百万円増となった一方、債券の償還による支出が2,000百万円多かったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常費用	94,108	88,859	79,931	82,503	73,225
経常収益	94,734	89,976	81,752	86,963	74,293
当期総利益	1,253	1,421	1,869	5,105	1,687
資産	344,854	325,299	324,372	316,053	306,227
負債	277,142	256,129	253,273	245,776	237,201
利益剰余金	2,452	3,873	5,742	10,847	9,511
業務活動によるキャッシュ・フロー	88,505	37,034	52,767	34,247	33,273
投資活動によるキャッシュ・フロー	(注) △16,446	(注) △33,124	(注) △22,097	(注) △7,662	(注) △12,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,501	△32,220	△26,506	△21,853	△22,235
資金期末残高	61,839	33,530	37,694	42,426	40,801

(注) 平成17年度～18年度、18年度～19年度、19年度～20年度、20年度～21年度に係る増減額については、運用の預入及び払戻額の差が主な要因である。

#### ②セグメント事業損益の経年比較・分析

##### (区分経理によるセグメント情報)

公害健康被害補償予防業務勘定の事業損益は△597百万円と、前年度比280百万円減となっている。これは、自己収入等及び補助金等収益等のほか、臨時損益を合わせて補償給付費納付金の財源に充てているが、臨時損益を財源とするものが前年度に対して増加したことから、事業損益としては減少となったものである。

石綿健康被害救済業務勘定の事業損益は発生していない。

基金勘定の事業損益は発生していない。

承継勘定の事業損益は1,635百万円と、前年度比2,467百万円減(60.1%減)となっている。前年度は第一期中期目標期間終了に伴う運営費交付金の精算収益化を行ったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公害健康被害補償予防業務勘定	△545	△239	△3	△317	△597
(うち公害健康被害補償業務)	(△679)	(△332)	(△8)	(△356)	(△640)
(うち公害健康被害予防業務)	(133)	(93)	(6)	(39)	(42)
石綿健康被害救済業務勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	0	0	0	675	—
(うち地球環境基金業務)	(0)	(0)	(0)	(496)	(—)
(うちより塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(0)	(0)	(0)	(162)	(—)
(うち維持管理積立金業務)	(0)	(0)	(0)	(18)	(—)
承継勘定	1,171	1,355	1,824	4,102	1,635
合計	626	1,116	1,821	4,460	1,037

(注) 石綿健康被害救済業務勘定は平成18年3月から業務を開始している。

### ③セグメント総資産の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

公害健康被害補償予防業務勘定の総資産は60,095百万円と、前年度比1,036百万円の減(1.7%減)となっている。これは、補償給付等に充てるため、法令に基づく引当金等が前年度比614百万円の減(4.6%減)となったことが主な要因である。

石綿健康被害救済業務勘定の総資産は49,341百万円と、前年度比4,974百万円の増(11.2%増)となっている。これは、石綿健康被害救済給付費に充てるための石綿健康被害救済基金として国からの交付金等を受け入れたことが主な要因である。

基金勘定の総資産は98,956百万円と、前年度比8,791百万円の増(9.7%増)となっている。これは、維持管理積立金として預かったものの合計が5,848百万円増(13.6%増)となったことが主な要因である。

承継勘定の総資産は97,834百万円と、前年度比22,772百万円の減(18.9%減)となっている。これは、債権の回収により割賦譲渡元金、貸付金等の残高が15,938百万円減(15.8%減)となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公害健康被害補償予防業務勘定	67,668	67,464	67,404	61,131	60,095
（うち公害健康被害補償業務）	(14,927)	(14,735)	(14,709)	(14,284)	(13,300)
（うち公害健康被害予防業務）	(52,742)	(52,731)	(52,696)	(注2)(46,849)	(46,795)
石綿健康被害救済業務勘定	38,774	32,939	38,757	44,367	49,341
基金勘定	41,475	59,883	77,742	90,165	98,956
（うち地球環境基金業務）	(14,260)	(14,464)	(14,697)	(14,643)	(14,286)
（うちばり塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務）	(20,560)	(24,742)	(28,765)	(32,307)	(35,501)
（うち維持管理積立金業務）	(6,735)	(注1)(20,735)	(注1)(34,340)	(注1)(43,303)	(注1)(49,169)
承継勘定	197,071	165,296	140,682	120,606	97,834
合計	344,854	325,299	324,372	316,053	306,227

（注1）18年度～21年度の増加要因は、維持管理積立金の積立者が大幅に増加したことによる預金及び有価証券の増

（注2）20年度の減少要因は、東京都への助成に充てるため、投資有価証券を売却したことによる

※なお、合計、公害健康被害補償予防業務勘定及び基金勘定の金額については、相殺処理後の金額として  
いるため、個別の金額を積み上げたものと一致しない場合がある。

④目的積立金の申請、取崩内容等

当機構の剰余金の性質は目的積立金としての定義に当たらないため該当なし。

⑤行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成21年度の行政サービス実施コストは18,826百万円と、前年度比2,436百万円の増(14.9%増)となっている。これは、石綿健康被害救済給付費が1,006百万円増(27.5%増)及びばり塩化ビフェニル処理助成金が459百万円増(65.4%増)となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
業務費用					
うち損益計算書上の費用	92,480	86,750	79,949	82,503	73,256
うち自己収入	△80,777	△69,563	△65,006	△66,321	△54,613
損益外減価償却等相当額	15	14	9	4	0
引当外賞与見積額	—	—	2	△5	△7
引当外退職給付増加見積額	△76	△120	△38	△5	△34
機会費用	284	265	204	215	224
行政サービス実施コスト	11,925	17,346	15,120	16,390	18,826

(2)施設等投資の状況

該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	2,668	2,668	2,422	2,422	2,392	2,392	2,197	2,197	2,114	2,114	
補助金等	59,133	59,060	19,536	19,729	19,391	26,466	25,843	25,811	27,854	27,478	
債券・借入金	19,500	5,498	18,200	11,099	16,100	11,500	13,900	9,298	21,400	10,999	(注1)
業務収入	80,630	92,303	74,976	73,336	69,276	70,513	62,944	66,729	59,769	60,071	
その他収入	2,825	2,531	2,788	2,553	2,942	2,555	2,860	2,542	1,664	2,340	
支出											
業務経費等	68,892	63,403	107,056	66,451	75,974	61,209	79,735	65,624	69,414	59,113	(注2)
借入金償還	45,993	45,993	43,355	43,355	38,061	38,061	31,213	31,213	33,304	33,304	
支払利息	6,003	5,608	4,524	4,136	3,368	3,070	2,625	2,216	1,953	1,647	
一般管理費	717	604	818	632	860	628	732	602	884	771	
人件費	1,339	1,218	1,354	1,162	1,316	1,148	1,246	1,030	(395)	(318)	
その他支出	—	—	—	—	—	—	—	—	5,035	2,147	(注3)

(注1) 業務収入の増加により資金調達が必要なくなったことによる減等

(注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注3) 国庫納付が計画を下回ったことによる減

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当機構においては、当中期目標期間終了年度における一般管理費（人件費を除く）を、前中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%を上回る削減を行うこととしている。

なお、運営費交付金を充当する事業費（人件費を除く）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く）においては、当中期目標期間終了年度において、前中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で5%を上回る削減を行うこととしている。

具体的には、一般管理費及び事業費について中期計画の削減目標を達成すべく所要の削減を見込んだ予算を作成し、その予算の範囲内で効率的な執行を実施することにより削減を図っている。

一般管理費については、一般競争入札による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努めた。

事業費についても、一般競争入札による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位:百万円、%)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間	
	金額	比率	平成21年度	
			金額	比率
一般管理費	506	100.0	452	89.4
事業費	1,790	100.0	1,396	78.0

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

## 5. 事業の説明

### (1) 財源構造

当法人の経常収益をセグメント別に区分すると以下のとおりとなる。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	360	0.7%	—	—	360	0.7%
賦課金収益	39,543	79.3%	—	—	39,543	77.3%
補助金等収益	9,874	19.8%	203	15.6%	10,077	19.7%
財務収益	56	0.1%	1,096	84.3%	1,152	2.2%
その他	41	0.1%	1	0.1%	41	0.1%
計	49,874	100%	1,299	100%	51,174	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,660	84.4%
補助金等収益	838	15.2%
その他	20	0.4%
計	5,518	100%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	地球環境基金業務		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処 理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	564	72.7%	53	4.3%	20	15.5%	637	29.6%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	1,197	95.7%	—	—	1,197	55.5%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	105	81.4%	105	4.9%
財務収益	210	27.1%	—	—	—	—	210	9.7%
その他	2	0.2%	0	0.0%	4	3.1%	6	0.3%
計	775	100%	1,251	100%	129	100%	2,155	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	556	3.6%
事業資産譲渡高	10,465	67.8%
財源措置予定額収益	1,525	9.9%
財務収益	2,789	18.0%
その他	112	0.7%
計	15,446	100%

なお、承継勘定においては、独立行政法人環境再生保全機構法附則第 8 条に基づき、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成 21 年度：6,000 百万円、期末残高：62,995 百万円）、環境再生保全機構債券を発行している（平成 21 年度：5,000 百万円、期末残高：24,996 百万円）

### (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

4の②及び③で示したセグメントと事業が一致しているため、本項は省略する。